資料１

製品安全政策に関する取組状況について

平成２４年６月１２日
経　済　産　業　省
商　務　流　通　Ｇ
製　品　安　全　課

（２）事業者が使用中止の注意喚起を行ったもの

重大製品事故の発生を受けて、平成２３年度に事業者が再発防止のために製品の使用中止（使用者による当該製品の廃棄）を呼び掛ける注意喚起を実施したものは２製品であった。これらの製品については、製造より年月が経過し補修用部品が既にない、または、部品の劣化によって強度が低下したことによって、製品の安全性を十分確保することが困難であることから使用中止の呼びかけを実施しているものである。

〇電気製品（１件）

・電気ストーブ（ハロゲンヒーター）㈱ドウシシャ）（製造から８年以上経過した製品）

〇その他の製品（１件）

・湯たんぽ㈱レクリ）（製造から８年以上経過した製品）

（３）関係事業者団体等が注意喚起等を行ったもの

① 除雪機の安全啓発活動の取り組みについて

除雪機を使用中に排雪口に詰まった雪を取り除こうとして、取扱説明書で禁止されているものの、エンジンを停止せずに手を入れたことにより、負傷する等の事故が再発していることを踏まえ、日本農業機械工業会除雪機安全協議会では、平成２３年１１月、積雪地域の市町村及び防災関係部署、消防機関、報道機関等に対して、安全啓発チラシの配布を行った。

② カセットこんろの注意喚起について

居酒屋等でカセットこんろにボンベを正しく装着しなかったことによる事故が発生したことを踏まえ、（社）日本ガス石油機器工業会は、平成２３年３月と１２月の２回に亘り、飲食店等に対して注意喚起のチラシを配布を行うとともに、こんろ・ボンベの安全な使い方やボンベの安全な廃棄の方法について幅広い年代層に分かりやすく説明したＤＶＤを作成し、同年１０月に教育機関、消防機関等に配布し、注意喚起を行った。

③ 温水洗浄便座の注意喚起について

温水洗浄便座工業会は、温水洗浄便座の長期使用による経年劣化や故障状態のまま使用を継続したために事故が発生していることから、温水洗浄便座の安全啓発チラシ等による消費者への注意喚起を継続的に行っているところであり、平成２４年４月に安全啓発チラシを刷新し、都道府県、政令指定都市の消費者行政窓口、消費生活センター等に配布し、引き続き注意喚起を行った。